

# 『知識論決擇』(Pramāṇaviniścaya)

## 第三章（他者の爲の推論章）

### 和譯研究 ad v. 3

—他者の爲の推論の定義の artha について(5)—

岩 田 孝

インド佛教論理學においていは、正しい認識としての推論 (anumāna) は、二種類に分類される。立論者自身の爲に立てる推論 (svārthānumāna) と對論者に對して立てる推論 (parārthānumāna) である。前者の自己の爲の推論では、推論で導き出される歸結の認識に重點が置かれ、一方、後者の他者の爲の推論では、對論者に對して立論者の意圖する論證形式を理解させる爲に、推論の成立根據である論證因を明示することに重點が置かれる(岩田 1993 和 p. 25f. 參照)。他者の爲の推論の定義は、『知識論決擇』(Pramāṇaviniścaya) の第三章 (=PVin III) の第一偈で提示される。それによると、他者の爲の推論とは、「[立論者] 自身 [の正しい認識] にて [妥當と] 認識された對象 (svadr̥ṣṭārtha) [即ち、正しい論證因] を [對論者に] 顯示するもの (prakāśana) である」と定義される。つまり、他者の爲の推論とは、立論者自身にとって歸結を導くと認められる正しい論證因を、對論者に對して顯示する言語表現である。

PVin III の第一偈から第五偈において、法稱は他者の爲の推論の定義に用いた各々の用語の説明を行う。まず、他者の爲の推論の定義の中の “svadr̥ṣṭārtha” を “svadr̥ṣṭa” と “artha” とに分けて、第二偈までにおいて、前半の “svadr̥ṣṭa” という規定、即ち、「[立論者] 自身にて [妥當と] 認識された對象 (=現實の物事)」が論證因である、という規定の説明を行う。そこでは、この規定を満たさない疑似的な論證の例を挙げ、それが正しい推論ではないことを示し、更に、この疑似的な論證と歸謬論證との相異を明らかにしている。即ち、一方

において、立論者自身にとって妥當と見なされない論證因を用いた疑似的な論證の例を挙げ、他方において、歸謬論證の例、つまり、論證因は立論者自身にて妥當と認識される、という規定を満たさない様に見えるが、實は論理的に缺陷の無い歸謬論證の例を挙げ、その兩者の相違点を明らかにしている。その付論として、法稱は、歸謬論證の論理的構造を分析し、それにより、歸謬論證が論證としての妥當性を有することを詳論している。法稱が歸謬論證の妥當性を詳論したことにはそれなりの理由があった。歸謬論證においては、對論者の見解に譲歩し、對論者の説を假に認めて論證因を立てるので、論證因は立論者自身にとって認められないものである。その爲に、歸謬論證の論證因の場合に、他者の爲の推論で用いる論證因は「[立論者] 自身にとって [妥當と] 認識された對象（現實の物事）である」という上述の規定が満たされないのではないか、という問題が生じてくるからである。そこで、法稱は、歸謬論證の論證としての妥當性を否定する反論を取り挙げ、それらに對して個々に論駁を行い、その論駁を通して、歸謬論證による歸結の導出に論理的な間違いのないことを示したのである。歸謬論證を初めとするこれらの法稱説の和譯研究については1993年以降の『東洋の思想と宗教』(10, 11, 13, 14) 所載の拙稿を參照されたい。本稿では、他者の爲の推論の定義 “svadṛṣṭārtha-prakāśana” の中の “artha” なる項、つまり、他者の爲の推論で用いる論證因は現實の物事 (artha) である、という規定の意味を、法稱がどのように捉えていたのかを考察する。

#### 1.2.1.2. artha の意味

他學派の或る論證式では、立論者の願う事柄をすべて證明できるようにする爲に、實際に存在するものに對應しない様な論證因が用いられている、即ち、概念的な假構の領域で空想された様な論證因が用いられている。それに對して、法稱は、かかる論證因の例を挙げつつ、その論證因の論理的な缺陷を次の二節で指摘する。立論者の單なる虛構に過ぎないこの種の論證因、即ち、現實の物事ではない論證因は、正しい論證因から除外されねばならない。こうした論證因を除く爲に、他者の爲の推論の定義の中に、論證因は「對象 (=現實の物事)」(artha) であるという規定が陳那によって導入されたのである、と法稱は説明するのである。

(P 287a<sup>5</sup>–b<sup>1</sup>, D 189a<sup>5</sup>–b<sup>1</sup>) 現實〔に存在する〕物事ではなく (anartha), 分別 (概念的表象) にて付託された (kalpanāsamāropita) 〔様な事柄, これ〕も, [正しい] 論證因 (liṅga) にはならない<sup>(1)</sup>。[そのことを示す爲に, 他者の爲の推論の定義に “artha” (現實の物事としての対象) なる語が記されているのである<sup>(2)</sup>]。現實の物事ではない様な論證因, 即ち, 正當性のない論證因とは, ]<sup>(3)</sup>例えは, [次のような論證式の論證因である。] 聲は, 常住または無常である (=主張命題)。何となれば [聲は, 主張命題の中の] 主題, または, 同類諸例 (同類例の集合, 同品) のいずれか一方になっているからである (pakṣasapakṣānyataratvāt) (=論證因)<sup>(4)</sup>。[この論證式<sup>(5)</sup>では, 聲が常住であると主張する場合には, 虚空 (ākāśa) が聲と同類な例であり, 聲が無常であると主張する場合には, 瓶 (ghaṭa) が聲と同類な例である。従って] こ [の論證式] においては, [聲を無常とする時に] 聲と瓶とに [特性上の] 近似性 (\*pratyā-satti) [があるとされる], または, [聲を常住とする時には] 聲と虚空とに近似性 [があるとされるが<sup>(6)</sup>, これらの近似性] は實際 [に存在する] ものに對應している (\*vāstavī) わけではなく, [その近似性とは,] むしろ, 立論者の表述しようとする [恣意的な] 意向 [のみ] によって [假構された] 結果 (\*vaktrvivakṣākṛta) [に過ぎない]<sup>(7)</sup>。何となれば, もし [常住または無常の中のどちらか一方を歸結として用いるという立論者の] この [意向] が無ければ [, この論證における主題と同類例などとの間で, 近似性などの特性上の關係が一意的に確定される, という結果は生じないからである。例えは, 聲について, 無常性を表述しようとする意向が原因として無ければ], 表述しようと欲する [關係, 即ち, 主題 (例えは無常な聲) と同類例 (例えは無常な瓶) との間の特性上の關係] が, 近似性 [の關係] であり, また, その反対 [の關係, 即ち主題 (となる無常な聲) と異類例 (たとえは常住な虚空) との關係] が, 遠離性 [の關係] である [, という確定は, 結果として生じ] ないからである (\*vivakṣitetarayor āsattiviprakarṣābhāvāt)<sup>(8)</sup>。[上の例證の場合に, 主題と同類例などとの關係が, 立論者の意向のみを原因として

確定されるということを示す第一の理由は、次の如くである。上の論證式では、立論者は次のことを前提にする。始めに聲の無常性に立って、無常なる聲と瓶との近似性を是認し、無常なる聲と虛空との遠離性を是認する。そして、] 後に (punah), [今度の關係は以前のそれとは] 異なると [見なして、即ち、聲の常住性に立って、常住なる聲と瓶とに遠離性が有り、常住なる聲と虛空とに近似性が有る、と] 表述することを意向 (vivakṣā) [し、その意向のみ] によって、[物事の關係が] 變化すること [を前提とする。しかし、この様に關係が變化すること] は、[立論者の恣意的な意向に依らない場合には有り得ない、即ち、物事の關係が] 實際 [に存在する] ものを本性として (vastusvabhāva) [確定されて] いる場合には、有り得ない [というのがその第一の] 理由である。更に、[この例證での主題と同類例などとの關係が、立論者の意向のみから決められている、ということは次の第二の理由からも示される。上述の例證において、假に聲について、常住性と無常性とが共に、立論者の恣意的な意向によってのみ成立するのではなく、實際に成立するとすれば、從って、上に示した様に物事の關係の變化することが實際に存在するものに基づいて確定されるとすれば、その場合には、全く對立する關係も同時に成り立つことになろう。即ち、] 同一 [の物 (喻例としての瓶)] に矛盾する (viruddha) 特質 (\*gunā) [が成立することになろう。例えば、喻例となる瓶には、瓶と聲との近似性、及び、その同じ瓶と聲との遠離性という矛盾した特質] が同時に (yugapad) 内含される (\*upasamhāra) ことになろう [。しかし、そのことは、實際に存在するものにおいては] 有り得ない<sup>(9)</sup> [, つまり、立論者の恣意的意向に依らない限り不可能である、というのがその第二の] 理由である。[以上の論述により、上述の例證の場合、主題と同類例との關係は、立論者の恣意的な意向のみによって決められるのであって、實際に存在するものに基づいて成立しているわけではない、ということが示される。このことから、同類例自身が一意的に確定されず、その爲に、そうした確定されていない「同類例」を用いて構成した「主題または同類諸例のいづれか一

方たること」という論證因自身も、実際に存在するものに基づいて成立することはない、という結論が得られる。] それ故に、これらの特性 (=「主題または同類諸例のいずれか一方であること」などの論證因) は、[立論] 者の意向 [のみ] に隨順しているのであるが (*kartur icchānuro-dhino dharmāḥ*)、實際 [に存在する] ものの本性に則しているわけではないのである (*na vastusvabhāvam anuvidadhati*)。その [實際に存在するもの] は、その様に [立論者の意向のみにて] 存する (*vṛtti*) [即ち定立される<sup>(10)</sup>] のではないからである。

以上により、[立論者の意向のみにて成り立つ所の「主題または同類諸例のいずれか一方たること」などという論證因は正しくない論證因であり、] この [論證因] によっては、現實 [に存在する] 物事 (artha) は證明されないのである<sup>(11)</sup>。何となれば [、この様な論證因を用いる時、立論者は、歸結を、或る場合には常住、また他の場合には無常という様に、任意に變えているので]、實際 [に存在する] ものを本性とする近似性及び遠離性が成立しないからである (*vasturūpayor pratyāsattiviprakarṣayor asiddheḥ*)<sup>(12)</sup>。[即ち、證明されるべき事柄が、常住性なのかそれとも無常性なか、ということについて不定性があると、「主題または同類諸例のいずれか一方たること」という論證因にとって、確定された歸結 (所證特性) が無いことになる。従って、論證因と歸結との間の近似性も、また、論證因と歸結の逆との間の遠離性も、實際に存在するものに基づいて一意的に成立するということはない。つまり「論證因有れば歸結有り」という肯定的隨伴 (anvaya)，及び、「歸結の無い所にその論證因も無し」という否定的隨伴 (vyatireka) も成立しない<sup>(13)</sup>]。それ故にこの論證因は現實の物事を證明できないのである。]

法稱の論理學によると、實際に存在する現實の物事としての論證因のみが、現實の物事としての歸結を導き得る<sup>(14)</sup>。逆に、實際に存在するものに對應しない論證因、つまり、單に概念上で假構され空想された事柄から成る論證因は、現實の物事としての歸結を確實に導く論證因にはなり得ない。その様な妥當ではない論證因の例として、法稱は、他者が用いる「主題または同類諸例（同品）

のいずれか一方たること」という論證因を擧げる。他者はこの論證因により、「聲」なる主題について、「無常性または常住性」という歸結が導かれると主張する。この論證で大前提となるのは、論證因を歸結が論理的に包攝するという論理的な包攝關係である。即ち、「論證因のある所に必ず歸結（所證特性）がある」という肯定的隨伴、又は、「歸結のない所に決して論證因はない」という否定的隨伴である。いま、肯定的隨伴の場合を取り擧げると、それは次の様に表現される。「主題または同類諸例のいずれか一方であるものは、無常なものか常住なものである」となる。他者は、この肯定的隨伴を主題である「聲」に適用して歸結を導出する。いま、肯定的隨伴としての包攝關係を（論證因→歸結）という形で畧式化して表わし、主題にこの包攝關係を適用することをコロンで表わして、他者の構成した論證式を次の様に圖式化しよう。

聲：（主題または同類諸例の一方たること → 無常性または常住性）

他者の論證の論旨は次の様に解釋される。他者は、主題である「聲」が無常な場合と、常住な場合とに分けて論證式を立てる。最初に、主題である「聲」が無常であるとの立場に立って、無常な物である瓶を同類例として用いる。即ち、「聲は、主題または同類諸例のいずれか一方であるが故に、無常である。瓶の如し」（SyVR p. 555, 8f.: anityah śabdaḥ pakṣasapakṣayor anyataratvād ghaṭavat）という論證式を立てて、聲の無常性を示す。この論證式での論證因が正しい論證因となる爲には、次の條件を満たさなければならない。論證因が主題である「聲」に所屬すること、そして、論證因と歸結との肯定的隨伴が成立すること、という條件を満たさねばならない。他者は、これらが満たされると主張する。まず、論證因が主題に所屬することは成立する。何故ならば、聲が主題となっているので、その「聲」なる主題について、それが「主題か同類諸例かのいずれか一方であること」（論證因）は成り立つからである、という。次に、論證因のある所必ず歸結がある、という肯定的隨伴も成立する。何故ならば、聲を無常とする場合、同類諸例は無常である瓶などから構成されるので、「主題または同類諸例（瓶など）のいずれか一方であるもの」（論證因）は必ず「無常なもの」（歸結）となるからである、という。この様に、論證因に關して、主題所屬性と肯定的隨伴としての論理的包攝關係とが成立するので、この論證

因は歸結を正しく導出する，と他者は考える。

所が，他者はこの様に，「聲」が無常であるという立場に立って，歸結を導きながら，これに續いて，聲の常住性を證明しようとする恣意的な意向から，聲に關して逆の立場，聲の常住性という立場に立って，次の様な論證式を立てる。「そして，聲は，主題または同類諸例のいずれか一方であるが故に，常住である。虛空の如し」(ibid. p. 555, 15f.: *bhavati ca nityah śabdah pakṣasapa-kṣayor anyataratvād ākāśavat*) という論證式を立てる。この場合においても，上の論證と同様な論法で，聲の常住性を證明できるという。聲が主題であるので，その聲が「主題か同類諸例かのいずれか一方である」という論證因は成立する。また，肯定的隨伴も成立する。即ち，聲を常住とする場合，同類諸例は常住な虛空などから構成されるので，「主題または同類諸例（虛空など）のいずれか一方であるもの」（論證因）は必ず「常住のものである」（歸結）という肯定的隨伴も成立する。ここで，これら二つの論證を合成すると，「聲は無常であるか，または，常住である」という歸結が得られる，とこの様に他者は主張するのである。

この論證因は，外見上からすると，正しい論證因となる爲の條件を満たしているように見える。しかし，この論證因によれば，聲の無常性も常住性も，立論者がそれらを歸結と見なす意向(*icchā*)がありさえすれば，共に證明されることになる。極端に言えば，その様な論證因は立論者の欲するすべての歸結に適用され得ることになる<sup>(15)</sup>。かかる論證因は正しい論證因とは言えない。そこで法稱はこの論證因による論證の不備を次のように指摘する。

上の論證では，立論者は，歸結を無常性にするか，または，常住性にするかという意向に従って，互いに矛盾する立場を，同一の論證の中で併用しているが，それは正しくない。物事のあり方をその様に立論者の意向に従って任意に變更することは，實際に存在するものの領域では有り得ず，それは立論者の單なる假構に過ぎないからである。他者は「主題または同類諸例のいずれか一方」という論證因を用いるが，この論證因が正しい論證因である爲には，少なくとも主題と同類例との關係が定まっていなければならない。然るに，この主題と同類例の場合，その定まった關係が成立してはいない。聲を無常とする立論者

の意向のもとでは、聲と瓶などに近似性があり、逆に、聲を常住とする意向のもとでは、聲と虚空とに近似性があることになるが、こうした近似性は、立論者の恣意的な意向のみによって決められており、決して実際に存在するものに基づいていない。従って、この様な実際に存在するものによって定められていない「同類例」を用いて構成した「主題または同類諸例のいずれか一方」という論證因は、單なる立論者の假構である。立論者によって假構された、現實の物事ではないこの論證因は、現實の物事としての歸結を導くことはできない、と法稱は批判するのである。

もし主題と同類諸例との近似性の關係などが、立論者の意向のみによって成立するのではなく、実際に存在するものに基づいて成立する、と假定するならば、そのことから、例えば次のような不合理が生ずる、と法稱は指摘する。始めに立論者は、聲が無常であるという立場から、主題なる聲と同類例なる瓶との間に、特性上の類似性を前提し、また、その聲と異類例なる虚空との間に、特性上の別異性を前提するが、後に、同じ聲に關して、それを常住なものと見なし、逆の關係を前提する。即ち、聲と瓶との間に特性上の別異性を、そして聲と虚空との間に特性上の類似性を前提する。もしこの様に物事の在り方が變わるならば、喻例として用いた瓶なる個物の方から捉えた場合に、次の矛盾が生じる。瓶が、最初の場合には、聲との間に特性上の類似性を有しながら、第二の場合には、聲との間に特性上の別異性を有する、という矛盾、つまり、同一のものが全く逆の在り方をする、という矛盾が生ずる。この矛盾は、主題と同類例などとの關係が、上述の他者の例證の場合に、實際のものに基づいて成り立っている、という間違った前提から導かれたものである。これにより、主題と喻例たる瓶との特性上の關係が實際に存在するものに基づいて確定されてはいないこと、つまり、立論者の恣意的な意向のみに基づいていることが示される、と法稱は指摘する。

主題と喻例との特性上の關係が實際に存在するものに基づいていない、というこのことを喻例の方から見れば、論證因を構成する爲に必要な要素となる「同類諸例」そのものが、實際に存在するものに對應しない、つまり、立論者による假構の結果に過ぎない、ということになる。プラジュニャカラグプラ

(Prajñākaragupta) は、この点を次の様に簡明に説明している。「何となれば、主題〔なる聲の在り方〕は、〔立論者の〕意向により〔常住とも無常とも見な〕される〔ので、一意的に確定されていないし〕、〔また、〕同類諸例〔の在り方〕も、そ〔の主題の在り方〕に隨順して〔決められて〕いるので、〔主題と同様に〕將にその如く〔立論者の意向に従って變えられているからである、即ち、同類例の在り方も具体的な事物に基づいて確定されてはいない〕からである<sup>(16)</sup>」と説明している。かかる主題と同類例とを用いて構成された「主題または同類諸例のいずれか一方」という論證因は、その内容が不確定であるから、實際に存在するものに對應しない、従って立論者によって恣意的に假構された論證因であるということになる。

以上の如く、他者の提示した「主題または同類諸例のいずれか一方」という論證因が假構された、實際に存在するものに對應しない論證因であることは、主題と同類諸例との近似性の關係が一定しないことに基づいていた。更に、この近似性の關係が一定しないことは、歸結が立論者の意向によって恣意的に無常性または常住性という様に變わることに基づいていた。歸結が立論者の恣意的な意向によって變わることは、論證式の歸結そのものが一定しないことを意味する。結局、「主題または同類諸例のいずれか一方」という他者の論證因は、假構されたもので、實際に存在するものに對應していない、しかも、この實際のものに對應していない論證因によって導かれる歸結も一意的に決定されていない。従って、上述の他者の論證式では、「論證因の有る所に、或る定まった歸結（例えば無常性）が有る」という肯定的隨伴が成立しない。同様にその換質換位である「歸結の無い所、論證因もない」という否定的隨伴も不成立である。それ故に、この論證因によっては、一意的に確定された歸結、現實の物事としての歸結を導くことができないというわけである。

この様に論者によって恣意的に假構され、實際に存在するものに對應しない論證因は、たといそれが外見上で正しい論證因となる爲の條件を満たしているように見えても、歸結を導く正しい論證因とはなり得ない。この種の論證因は、他者の爲の推論の論證因から除外されなければならない。將にこのことを意圖して、論證因は、假構されたものではなく、現實の物事としての對象 (artha)

である、ということを示す爲に、"artha"なる項が他者の爲の推論の定義の中に記されているのである。

しかし、同じように「いずれか一方」という形式で表現される論證因であっても、實際に存在するものに相應することが成立する場合には、歸結の導出に關して不定性の無い限り、正しい論證因となる。その例として次の論證式を法稱は擧げている。

(P 287b<sup>1-2</sup>) 逆に「...の中のいずれか一方」という選擇肢を含むタイプの論證因と歸結との近似性などの關係が、實際に存在するものに基づいて] 成立している場合には、[この種の論證因によって、現實の物事が證明され] 得るのである。例えば、[或る個物と牛またはガヴァヤ（牛屬動物の一種）との類似性を比較して] 或る [個物] にその様な相の共通性 (\*rūpasādharmya) [が有ること] を認識した後に(abhisamikṣya) [、即ち、牛またはガヴァヤに存する「角を有する」ということに關して確實性を與える<sup>(17)</sup>様な形体や特徵の共通性がその個物にも有ることを認識した後に], 「この個物(piṇḍa) は、角を有する(viśāṇin) ものである。何となれば、[それは] 牛またはガヴァヤ<sup>(18)</sup>のいずれかである故に(\*gogavayayor anyataratvāt)」と [立] 論する [場合、この「...いずれか一方」という論證因により、個物は角を有するという現實の事柄が證明される] 如くである。

この論證式は次の様に畧式化される。

この個物：(牛またはガヴァヤのいずれか一方たること → 有角性)  
 或る個物の頭部が壁などの障害物によって隠されている時に、その個物について、牛またはガヴァヤに存する「有角性」を必ず含意する様な特殊な共通性が、この個物と牛・ガヴァヤとの間に有る、と知る場合、例えば、その個物も、牛とガヴァヤとからなる或る群れに屬するものである、という様に、その個物の實際の在り方を直接的に知る場合、その「個物」という主題に「牛またはガヴァヤのいずれか一方である」という論證因が所屬することは、實際に存在するものに基づいて成立する事柄である。この「個物が牛またはガヴァヤのいずれか一方である」という事實と、「牛またはガヴァヤのいずれか一方であるものは、

必ず角を有する」という肯定的隨伴とにより、「この個物は角を有する」という結論が導かれる<sup>(19)</sup>。ここでの論證因は、「...のいずれか一方である」という形で表現されているが、実際に存在するものに基づいているので、立論者の恣意的な意向のみによって假構された論證因とは異なっている。その意味で、この「牛またはガヴァヤのいずれか一方」という論證因は、正しい論證因である、と法稱は説くのである。

先に、他者が聲の無常性または常住性を證明する爲に、「主題または同類諸例のいずれか一方であるから」という論證因を構成したのに對して、法稱は次のような批判を行った。他者の立てる論證式の場合、同類例が一意的に決定出來ないので、それを用いた論證因は、実際に存在するものに對應しない事柄になり、現實の物事からなる歸結を導く正しい論證因にはならない、という批判を行った。しかしこの批判に對しては次の反論が予想される。聲が常住か無常かについて、どちらかの立場が立論者の意向により決まったときには、同類例も決まるので、この論證因も実際に存在するものに對應する論證因になり得る、という反論である。以下は、この反論とそれに對する法稱からの論駁である。

(P 287b<sup>24</sup>) [敵者は] しかし [次の様に反論するであろう。即ち、たとい上述の様な「いずれか一方」という選擇肢を含む論證因が、実際に存在するものに對應しないとしても、その選擇肢である「いずれか一方」は、立論者たる]<sup>(20)</sup> 「私 [自身] によってその様に [どちらかを] 表述しようと意圖された [時点で、具体的な對象として確定される<sup>(21)</sup>] が故に」 (mayāivam vivakṣitatvāt) [この種の論證因も正しい論證因である] と反論する [であろう。つまり、或る特定な立場から、例えば、聲の無常性の立場、または、聲の常住性の立場から表述しようと意圖する場合には、主題と同類例との關係も決まるので、これらを用いた論證因は實際のものに對應することになる。それ故に、この種の論證因は正しい論證因になる、と反論するであろう]。その場合には、現實の物事 [との對應] を欲いた (arthaśūnya) [事柄で、立論者によって任意に] 表述しようと意圖された [事柄] のみ (vivakṣāmātra) が證明されるのである。しかし、そ [の様な論證因] によって [實際に存在する] 現實の物事が

證明されるわけではない。何となれば、その〔立論者の表述しようとする〕意向 (icchā) には、實際〔に存在する〕ものに〔對應して〕作用〔を行うこと〕に関する必然性 (vastuvṛttiniyama) が無いからである。〔それは次の〕理由による。そ〔の立論者〕の意圖が〔論證因や喻例などの〕或る〔事柄〕に〔向けられて〕いる時、そ〔の事柄〕に〔對應した〕實際〔に存在する〕もの (vastu) が〔必ず〕存在する、とこの様に經驗されることは有り得ない。従って〔立論者の意圖が有れば、必ず意圖された事柄に對應する實際に存在するものがある<sup>(22)</sup>という〕包攝關係は成立しない (vyāptyasiddhi)。それ故に〔立論者の意圖したことは實際のものの在り方から〕逸脱している (vyabhicāra)，という理由によるのである。

(P 287b<sup>45</sup>) [立論者が聲の常住性と無常性のなかのどちらかを歸結とする] という様に、立論者の意向が決まる時には、「主題または同類諸例のいずれか一方」という論證因も正しい論證因になる、という反論を上述の箇所で論破した。將に] このことから、「私が認める故に」 (\*madupagamāt) などという論證因を構成すること (\*hetuprayoga) は、[正しい論證因の構成ではなく]，また、[信賴に値する人の言説としての] 聖言 (āgama 傳承教説) [のみ] によって成立している〔論證因〕も〔正しい論證因ではない、と〕論述されたことになる。[後者の聖言に基づいて論證因を構成する場合には、聖言の] 言葉は、[話し手の] 意向のみによつて機能〔し、實際に存在するものに關連しない〕故に〔，その様な論證因は正しい論證因にはならないのである〕。

分別 (kalpanā 概念的表象) と聖言とは、[それらを用いる] 者の意向のみに從う (icchāmātrānurodha)。一方、實際〔に存在する〕もの (vastu) は〔意向したものとは〕別な〔在り方をすること〕が可能である (anyathābhāva)。[従って、分別と聖言とは、實際に存在するものへの對應關係を缺いている。] それ故に、その〔分別と聖言と〕に〔基づいて〕構成された〔論證因〕は、〔證明されるべき實際のものから〕逸脱しているのである (tatkr̥tā vyabhicāriṇah) (v.

3)<sup>(23)</sup>。

これは要約偈 (samgrahaśloka) である。

分別とは、言葉との結び付きにより、物事を表象することである。一方、實際に存在するものとは、直接知覺によって認識された對象であり、いまだ言葉による表象の入らない物事である。言葉による表象が混入するのは、知覺する時点より後の時点であるが、この時点には、刹那滅性の爲に、知覺されたままの對象はもはや存在していない。日常的には、對象が以前と同じものとしてあると見なすが、それは、言葉による表象に基づいて、「存在する」と想定しているだけのことである。この様に、表象された事柄は、現實の物事の在り方から乖離している。まして、立論者の恣意的な意向のみによって概念上で假構された様な事柄は、なお一層現實の物事の在り方から離れているのである。同様に、聖言もまた單に或る學派の意向に従って妥當なものと見なされているに過ぎず、その妥當性がどの學派にも一般的に確立されているわけではない。従って、その聖言の内容が必ずしも實際に存在するものに對應しているとは言えないのである。つまり、分別と聖言とによって構成された事柄は、それを用いる者の意向のみによって假構された事柄に過ぎない。それ故に、かかる分別と聖言とに基づいて構成された論證因も、實際に存在するものに對應しないのである。現實の物事のみが現實の物事を證明できるのであるが、現實の物事ではない、假構された事柄としての論證因は、歸結を導くことができない、と法稱は説くのである。この種の論證因の例としては、「主題または同類諸例のいずれか一方であるが故に」という論證因や、「私が表述することを意圖したが故に」、「私によつて認められるが故に」などの論證因が挙げられる。これらは、すべて實際に存在するものに基づいて構成されているわけではないので、正しい論證因とはならない。これらの論證因を不正な論證因とする爲に、他者の推論の定義の中に、「他者の爲の推論とは、… [妥當と] 認識された對象 (artha) [即ち、現實の物事としての論證因] を顯示するものである」という様に、“artha”（現實の物事）なる項が含まれているのである。以上で、他者の爲の推論の規定中の“svadṛṣṭārtha”的意味の説明を終わる。（本稿は、平成十一年度～平成十二年度文部省科學研究費助成「特定領域研究（A）（2）」による研究成果の一部で

ある。)

## 注解

- (1) TBV p. 721, 19: anarthaḥ khalv api kalpanāsamāropito na liṅgam (= PVin III 287a<sup>5</sup>). TBV を参照してテキストを次の様に讀む。PVin III 287a<sup>5</sup>: don med pa (P; par D) rtog pas (P; pa D) sgro btags pa yañ rtags (P; rtag D) pa ma yin te / cf. PVinT(Dh) 14b<sup>6</sup>.
- (2) Cf. PV IV 13abc: tad arthagrahaṇam <sup>(1\*)</sup>śabdakalpanāropitātmanām / a-liṅgatvaprasiddhyartham ... // ((1\*) śabdavikalpa- PV-k(S)) ([言葉や分別によって付託された本性を有する [事柄, 即ち, 現實の物事との對應を欲いた事柄] は [正しい] 論證因ではない, ということを證示する爲に, “artha” (對象, 即ち, 現實の物事としての對象) なるこの語が [他者の爲の推論の定義に用いられたので] ある]). Tillemans 1986, p. 159 に英譯される。
- (3) 以下の箇所 (PVin III 287a<sup>5</sup>-b<sup>2</sup>) は, 僅かな變更と補遺と共に SyVR に引用されている。Cf. SyVR p. 555, 8-25: yathānityah śabdaḥ pakṣasapakṣayor anyataratvād (ghaṭavad) iti. na hy atra śabdaghātayor vāstavī pratyāsattir api tu vaktrivivakṣāmātrakṛtā. tadabhāve vivakṣitayayor (in text: vivakṣite taylor) āsattiviprakarsābhāvāt. ... vastusvabhāve punar anayor vivakṣāntare 'pi na parāvṛttir bhavet. (bhavati ca nityah śabdaḥ pakṣasapakṣayor anyataratvād ākāśavad iti) ... na ca yugapad ekatra (vastuni) viruddhayor dharmayor (āsattiviprakarṣayor) upasamhārayogah. tasmād ete kartur icchāmātrānu-rodhino (in text: -mātranirodhino) dharmā na vastusvabhāvam anuvidā-dhati. icchānusāreṇa vastuno vṛttyabhāvāt. ... tasmān na tato 'rthasiddhiḥ. vasturūpayoh pratyāsattiviprakarsayor asiddheḥ. siddhau tu syād (doṣo<sup>(1\*)</sup>) yathā (yādr̥śam) rūpasādharmyam (viśāṇitvam na vyabhicarati) tādr̥śam abhisamikṣyābhidhīyate, esa piṇḍo viśāṇī gogavayayor anyataratvāt.
- (1\*) 否定辭を欲く。\*adoṣo または \*na doṣo などと否定辭を補って讀む。
- (4) Cf. PVBh p. 483, 30: tata ubhayasiddhatve<sup>(1\*)</sup> 'pi pakṣasapakṣānyataratvāder arthatvābhāvād ahetuṭvam ((1\*) PVBh(Tib) 163a<sup>7-8</sup>: ma grub pa yin yañ) ([それ故に (= 分別にて假構された事柄は必ず存在するとは限らないので), 主題か又は同類諸例かのいずれか一方たることなど [の様に, 實際の物事に對應しない, 單に假構された論證因] は, たとい [それが立論者と對論者の] 兩方にとて [論理形式上] 成立するとされても, 實際 [に存在する] 物事ではないので, [正しい] 論證因とはならないのである])。
- (5) Cf. PVT(Ś) 218a<sup>2-3</sup> (ad PV III 97) (戸崎 1979, p. 172, 注 246 和譯); SyVR p. 555, 8-9: anityah śabdaḥ pakṣasapakṣayor anyataratvād ghaṭavat, ibid. p. 555, 15-16: bhavati ca nityah śabdaḥ pakṣasapakṣayor anyataratvād ākāśavat.

- (6) Cf. PVinT(Dh) 15a<sup>3-5</sup>=SyVR p. 555, 11-14: tāvad dhi ghaṭaḥ pratyāsannaḥ śabdasya śabdagaṭaḥarūpasamudāyāvayavatvād viprakṛṣṭam (in text: -tvādi-prakṛṣṭam) cākāśa(m) tatsamudāyād bāhyatvād yāvad anityatvam sādhayitum vivakṣati preksate. yadā tu na vivakṣati tadā taylor āsattiviprakarsau vivartete (「[聲が] 無常であることの證明を表述しようと意圖する, 即ち, 考える限り, 瓶は聲と〔特性上で〕近似している。何となれば, [瓶は,] 聲と瓶とからなる〔無常なもの〕全体の一部だからである。一方, 虚空は〔その特性に關して聲とは〕遠離している。[虛空は] その〔瓶と聲とからなる〕全体の〔範圍〕外にあるからである。しかし, [聲の無常性の證明を] 表述しようと意圖しない時には, [即ち, 聲の常住性の方を證明しようと意圖する時には, 聲に對して] 兩者 (瓶と虚空) が有する近似〔性〕と遠離〔性と關係〕は逆轉することになる。[つまり, 瓶は聲と特性上で遠離し, 虚空が聲と近似するという様に, 以前の近似・遠離の關係とは逆の關係が成り立つことになる]。)。
- (7) Cf. PVP 186a<sup>5-6</sup>: de la ū ba dañ bskal ba (pa P D) dag ni / °dod pas ū ba dañ bskal ba (pa P D) dag yin no //.
- (8) SyVR でのパラレルを参考にしてテキストを次のように讀む。PVin III 287a<sup>6-7</sup>: brjod par °dod pa dañ cig śos dag gi (in text: gis) ū ba dañ bskal ba ūnid ... .
- (9) Cf. PVinT(Dh) 15a<sup>7-b<sup>1</sup></sup> = SyVR p. 555, 17-19: yadā dvābhyaṁ (i.e. vādi-bhyaṁ or prayogābhyāṁ) parasparaviruddhe nityatvānityatve sādhayitum iṣyate tadā sa eva ghaṭaḥ pratyāsanno viprakṛṣṭaś cākāśam api. na ca yugapad ekatra vastuni viruddhayor dharmayor āsattiviprakarṣayor upasamphāra-yogaḥ.
- (10) Cf. PVinT(Dh) 15b<sup>2</sup>: **mi °jug pa'i phyir te** / (P; te D) mi gnas pa'i phyir ro //.
- (11) Cf. PVBh p. 235, 20: tata icchāmātrapratibaddhatvān na vastu gamayati.
- (12) PVin III のチベット (Tib.) 譯文 (dños po'i rañ bžin dag ū ba dañ bskal bar ma grub pa'i phyir ro //) によれば, 「實際 [に存在する] ものの本性は, 近似し, 遠離するものである, とは證明されない故に」と和譯される。しかし, 文脈からすれば, この箇所は, pakṣasapakṣānyataratva なる論證因によっては何故に實際のものとしての歸結を導出できないのか, ということの論據を明かす所なので, PVinT (Jñ) や PVinT(Bu) に注解される如く, 近似性と遠離性とは, この論證因に關しての近似性と遠離性と見なすべきであろう。Cf. PVinT(Jñ) 277b<sup>8</sup>-278a<sup>1</sup>: **dños po'i mtshan ūnid dag la rtags de lta bu ni riñ ba ste ldog pa dañ /** (D; dañ P) ū ba ste (D; ste / P) rjes du 'gro ba **ma grub pa'i phyir ro** // (「その様な [pakṣasapakṣānyataratvaなどの] 論證因 [と, 歸結の中の否定される部分と] が實際 [に存在する] ものを特相とした遠離の關係にあること [も成立せず], 即ち, 否定的隨伴 (vyatireka) にあること [も成立せず], また, [その論證因と歸結とが] 實際 [に存在する] ものを特相とした近似の關係にあること [も成立しない], 即ち,

肯定的隨伴 (anvaya) にあることも成立しないからである」。なお、上述の PVinT (Jñ) の Tib. 譯文には “dños po'i mtshan ñid dag la” (實際 [に存在する] ものの特相において) とあるが、この Tib. 譯文の基になった Skt. は、SyVR のパラレルによれば (注 3 參照), vasturūpayoḥ であり、これは所有複合語 (bahuvrīhi) として pratyāsattiviprakarṣayoḥ を修飾する語と見なされるので、この点を考慮に入れて和譯した。Cf. also PVinT(Bu) 346, 6–7: phyogs daṇ mthun phyogs gaṇ ruṇ (=pakṣasapakṣānyatara) chos can / **de las** ni / bsgrub bya sgra gcig pa'i don mi 'grub ste / bsgrub bya'i chos mi rtag pa la ñe ba'i rjes 'gro daṇ rtag pa daṇ bskal 'ba'i (in text: pa'i) ldog pa dños po'i raṇ bzin dag tu ma grub pa'i phyir /. PVin III の和譯ではこれらの注解と SyVR に引用されたパラレルとを参考にした。

- (13) 近似性 (pratyāsatti) を肯定的隨伴 (anvaya) と解し、遠離性 (viprakarṣa) を否定的隨伴 (vyatireka) と解した。これは、PVinT (Jñ) と PVinT (Bu) の注に基づいている (注 12 參照)。
- (14) Cf. PV IV 13d: arthād arthaprasiddhitah<sup>(1)</sup> ((1\*) arthasya siddhitah PVV) ; PV IV 15a' = PVin III 4a': arthād arthagateḥ.
- (15) Cf. PV III 97: etena kalpanānyasto yatra kvacana saṃbhavāt / dharmah pa-kṣasapakṣānyataratvādir apoditah // (「それ故に (即ち、實際に存在するものこそが實際に存在するものを歸結として導くことができる)」で、分別 (概念的表象) によって構成された特性 [、例えば]『主題か又は同類諸例かのいずれか一方であること』など [という論證因] は、[正しい論證因から] 除外される。何となれば、[この種の論證因は] 任意 [の歸結] に對して [適用され] 得るからである) (戸崎 1979, p. 170f. に和譯される)。
- (16) Cf. PVBh p. 235, 19f.: icchākṛto hi pakṣas tadanusāreṇa yaḥ sapakṣaḥ so 'pi tathāiva.
- (17) Cf. PVinT (Dh) 15b<sup>4–5</sup>: goṇ bu'i khyad par 'ga' ūig tu rwa can ñid la 'khrul pa med pa (\*viśāṇitvam na vyabhi/car) ci 'dra ba de 'dra ba'i raṇ bzin gyi chos mthun pa mthoṇi nas so //.
- (18) PVin III のテキストを次の様に讀む。PVin III 287b<sup>1–2</sup>: ba laṇ daṇ ba men (P: min D) gaṇ yaṇ ruṇ ba ūig yin pa'i phyir.
- (19) Cf. PVinT (Dh) 15b<sup>6–7</sup> = SyVR p. 555, 25–26: atra hi sādharmyaviśeṣo gogavayasamudāyaikadeśatvam vāstavam pratyakṣam eva, tena sidhyaty eva viśāṇitvam.
- (20) 以下 PVin III に對應するパラレルが SyVR に見られる。PVin III 287b<sup>2–4</sup> ≈ SyVR pp. 555, 26–556, 4: tathā (nityaḥ śabdo) mayāivam vivakṣitatvād iti yadōcyate tadā sidhyaty arthaśūnyaṁ vivakṣāmātram, na punar vastu. tadicchāyā vastuvṛttiniyamābhāvāt. pratyakṣabādhitam hy etad yatra tadicchā tatra vastu-

『知識論決擇』第三章（他者の爲の推論章）和譯研究 ad v. 3（岩田）

bhāva iti. tathā ca vyāptyasiddher vyabhicārah. etena madupagamādayo 'pi na hetava ity uktam̄ bhavati.

- (21) Cf. PVinT(Dh) 15b<sup>7</sup> and PVinT(Bu) 347, 2-3: **ṇas de ltar brjod par 'dod pas yul du byas pa'i "gaṇ ruṇ"** (anyatara) grub pas rtags **yin pa'i phyir ro žes smra ba ... .**
- (22) Cf. PVinT(Dh) 16a<sup>4</sup>: **'dod pa la dños po yod pas khyab pa ma grub pa'i phyir /.**
- (23) PVin III 3 ≈ PV IV 14: **kalpanāgamayoḥ kartur icchāmātrānurodhataḥ<sup>(1)</sup> / vastunaś cānyathābhāvāt kalpitā<sup>(2)</sup> vyabhicāriṇāḥ //.** Cf. Tillemans 1986, p. 160 and 谷 1982, p. 23.  
(1\*) -anurodhataḥ: PVBh PV-k(Tib) (rjes 'brel, PV-k(M) p. 167) Tillemans 1986. -anuvṛttitāḥ: PV-k(S) PVV.  
(2\*) tatkṛtā: PV-k(S) PVBh PVV. kalpitā: PV-k(Tib)(brtags pa dag, cf. PV-k(M) p. 167, note 14) PVbH(Tib)(164a<sup>1</sup>) Tillemans, cf. PVP 323b<sup>2-3</sup>: luṇ daṇ rtog pa dag gis gtan tshigs ñid du **brtags pa** gaṇ yin pa de **dag**.

PVin III 3d の Tib. 譯テキストを次の様に読む。PVin III 287b<sup>5</sup>: dños (‘po'añ gžan du<sup>(4)</sup> (P; (‘+...+) po la yaṇ D) srid pa'i phyir //.

署号（以下に記述されない署号は岩田 1997 和の署号に従う）

岩田1997和 岩田 孝「『知識論決擇』(Pramāṇaviniścaya) 第三章（他者の爲の推論章）和譯研究 ad v. 2」『東洋の思想と宗教』14, 1997, pp. 1-17.

TBV Tattvabodhavidhāyīnī (Abhayadevasūri) : Ācārya-śrī-Siddhasena-Divā-karapraṇītam̄ Sammatitarkaprakaraṇam ... śrīmad-Abhayadevasūrinirmityā Tattvabodhavidhāyīnā vyākhyayā vibhūṣitam, ed Sukhalāla Saṅghavi and Becaradāsa Dośi, 5Vols (reprint Rinsen Buddhist Text Series VI, 2Vols, Kyōto 1984).

PV-k(Tib) Pramāṇavārttika (kārikā) (Tibetan translation) : P 5709: s. PV-k(M).

PVBh(Tib) Pramāṇavārttikabhāṣyam (Tibetan translation) : P 5719.